

福祉協力員活動のお知らせ

～日々の暮らしの見守り活動～

福祉協力員は、地域の皆さんの理解と協力を得て、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいのある人等の見守り活動をしているボランティアです。

部屋の電気がずっと
ついてるなあ。何
かあったのかな？



声かけ

お元気ですか？
体の調子はどう
ですか？

台風が近づいています。
戸締りをしっかりしてくだ
さいね！



日頃の確認



電話での声かけ

緊急連絡用カードについて

緊急連絡用カードは、かかりつけの病院や近親者等の連絡先を記載し、緊急時に迅速に対応できるよう自宅に設置しておくものです。

カードは、緊急時に直ちに連絡ができるよう居間などのテレビや電話の近くに置きましょう。（※玄関先など第三者から見えやすい場所は避けましょう）

このカードは、対象者の緊急時に役立つものです。だれに連絡すればいいのか福祉協力員にも知らせておくと安心です。

緊急連絡用カード		※この表裏面に 貼ってください！	
ふりかへ 氏 名		住所	
姓 名		電話番号	
緊急連絡先		緊急連絡先	
医療のこと			
主治医の氏名			
アシスタント			
かかりつけ薬局・調剤	〒()		
緊急時対応の機関 記号・番号			
介護のこと			
利用施設名	〒()		
介護士	番号欄 1・2	番号欄 1・2・3・4・5	
緊急連絡先			
氏名	住所	住	備考
氏名	住所	住	備考
氏名	住所	住	備考
メモ			
救急車・火事119 警察110			

福祉協力員活動の進め方

一人暮らし高齢者や高齢者世帯、障がいのある人等、特に見守りが必要と思われる人がおられる

自治公民館

自治公民館長、民生児童委員、福祉推進員等が福祉協力員活動の対象となるかを協議し、対象となる場合は、適任者を対象者と福祉協力員の了解を得たうえで選任してください。

自治公民館長が報告

地区社協

地区社協会長は、市社協会長へ福祉協力員の『福祉協力員推薦書』を提出します。

市社協

市社協会長は、福祉協力員を委嘱し、ボランティア活動保険に加入して、地区社協会長へ委嘱状・福祉協力員活動の手引き・緊急連絡用カード等を送付します。

地区社協

地区社協会長は、自治公民館長(民生児童委員)を通じて福祉協力員へ委嘱状・福祉協力員の手引きの伝達をします。緊急連絡用カードは、自治公民館長・民生児童委員等が対象者と相談し作成しましょう。

福祉協力員

声かけや見守り等の活動を開始してください。

※福祉協力員に変更が生じた場合は、自治公民館長等から地区社協会長へ連絡し、地区社協会長は市社協会長へ福祉協力員活動対象者変更報告書や福祉協力員退任報告書を提出してください。